

都市再生有識者懇談会 設置要綱

(設置)

1. 内閣府地方創生推進事務局において、都市再生有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(役割)

2. 懇談会は、新型コロナウイルス感染症を契機とした都市再生での新たな課題の顕在化や都市活動への様々な影響に鑑み、不動産市況や都市再生の動向を踏まえ都市再生の課題や方向性について検討を行う。

(構成)

3. (1) 懇談会は、学識経験者等のメンバー10人以内で構成する。
(2) 懇談会に座長を置く。座長は内閣府地方創生推進事務局長が予め指名する。なお、座長は座長代理を必要に応じて指名することができる。
(3) 懇談会は、必要に応じて関係者を招聘することができる。

(招集)

4. 懇談会の会議は、座長が招集する。

(運営)

5. (1) 会議において配布された資料は原則として公表する。
(2) 議事要旨は原則として公表する。
(3) 座長が特に必要と認めるときは資料及び議事要旨の全部または一部を公表しないものとするすることができる。

(庶務)

6. 懇談会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

(雑則)

7. (1) 座長は、懇談会の議事を整理する。
(2) この要綱に定めるもののほか、懇談会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。